

令和 8 年三重県議会定例会

総務地域連携交通常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 「『令和 8 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について（総務部関係分） 1
- 2 次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と 2031 年の目標）
（総務部関係分） 別途配布済
- 3 県における外国籍職員の採用について 2
- 4 次期デジタル戦略推進計画の策定について 4
- 5 審議会等の審議状況について 6

令和 8 年 10 月 8 日
総 務 部

◎所管事項

1 「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(総務部関係分)

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
10-1	社会におけるDXの推進	総務部 デジタル推進局	昨今のサイバー攻撃の巧妙化は社会問題となっていることから、DXの推進とあわせてセキュリティ対策にもしっかり取り組まれない。	サイバーセキュリティ対策の重要性は認識しており、県庁内の対策だけでなく地域や事業者等に対する取組についても、次期みえデジプランの改定と合わせて検討してまいります。

●行政運営の取組

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	総務部	信頼される県行政に向けチェックの回数を増やしていただくだけでは業務効率の低下やチェックの形骸化に繋がる可能性もあるので、しっかり取り組まれない。	事務処理ミスの中には、依然として複数人によるチェックが不十分であった事例が散見されます。こうした状況をふまえ、職場において実際に発生した事例を活用して議論を行い、その結果を取りまとめたうえで、全庁的に活用できる取組をコンプライアンス推進会議で共有し、より効果的なチェック体制の確保に向けて取り組んでまいります。
			KPI指標は全てa評価であるにもかかわらず、コンプライアンス推進の取組結果が良くなかったということで、総合評価がD評価となっていることに違和感を感じる。 次期計画においては、KPI指標と総合評価のあり方について検討されたい。	次期計画の策定に向けて、指標と評価のあり方について検討してまいります。

3 県における外国籍職員の採用について

1 外国籍職員の採用にかかる経緯と課題

本県では、バリアフリー社会づくりを掲げ、外国人の社会参画を推進する中で、平成11年度に一部を除く職種で国籍要件を撤廃し（49職種中44職種）、公権力の行使や公の意思の形成に参画しない職務であれば、日本国籍を有しなくても就任できることとしました。過去20年で医師・看護師など専門職を中心に計9名の採用実績があり、令和8年4月時点では医療職1名を任用しています。

なお、地方公務員の国籍要件については、法に明文規定はありませんが、公権力の行使および公の意思の形成への参画に携わる公務員には日本国籍を要するとする「当然の法理」が示されています。

一方、撤廃から25年以上が経過し、社会・国際情勢は大きく変化しました。近年、自国民に情報活動への協力を義務づける法律を定める国も現れ、こうした国籍の職員が県の重要情報を扱う場合、自国の法律と日本の地方公務員法の守秘義務との間でジレンマに陥り、情報漏洩のリスクが懸念されることとなります。また、行財政改革やデジタル化の進展等により県庁内の業務執行体制も大きく変わってきました。

このため、外国籍職員の採用のあり方も含め情報漏洩対策の強化について、他県の状況等も調査しながら慎重に検討を進めているところです。

2 各都道府県の国籍要件および情報漏洩に対する考え方

職員採用における国籍要件の取扱い、情報漏洩への対応状況について、全国46都道府県に照会を実施したところ、回答のあった31都道府県の回答結果の概要は以下のとおりです。

(1) 国籍要件の取扱いに関する考え方

国籍要件の有無を判断する基準はほぼ共通しており、いずれの団体も「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員には日本国籍を必要とする」とする基本原則（いわゆる「当然の法理」）に依拠しています。

● 国籍要件を設けている主な理由

- ・ 将来、公権力の行使等に携わる職に就く蓋然性が高いため
- ・ 撤廃すると昇任・異動・配置に制限が生じ、人事管理上の支障があるため
- ・ 公務員の基本原則（当然の法理）、関係判例への準拠

● 国籍要件を廃止している主な理由

- ・ 専門的・技術的職種は、公権力の行使等に携わる蓋然性が低いため
- ・ 外国人の雇用機会拡大や職業選択の自由の観点、国際化への対応のため
- ・ 一定の任用制限を付すことを前提に採用が可能であるため

(2) 情報漏洩への対応状況

重要な情報を取り扱う都道府県の業務における情報漏洩への懸念と対応状況について、「懸念から対応を強化した」「懸念があり検討を進めている」「懸念はあるが検討に至っていない」「懸念する状況にない」「その他」の選択肢で尋ねたところ、4県が情報漏洩への「懸念から対応を強化した」と回答しています。これらの対応を強化した事例も参考にしながら、今後、情報漏洩対策の強化についても検討していきます。

3 本県における国籍要件見直しの検討状況

国籍要件の見直しにあたっては、平成11年からの状況の変化もふまえつつ、職種ごとに「公権力の行使」や「公の意思の形成への参画」に携わる職務等を精査しており、携わる業務、取り扱う情報の性質や管理状況に応じて慎重な検討を行っていきます。

4 次期デジタル戦略推進計画の策定について

県では、令和4年12月、「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画（略称：みえデジプラン）」を策定し、みんなの想いを実現する『あったかいDX』を基本理念に掲げ、誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県をめざして取り組んできました。

現行計画の計画期間が令和9年3月に終了することから、次期デジタル戦略推進計画（以下「次期計画」という。）の策定に向けた検討を進めています。

1 現行計画の概要と進捗

（1）現行計画の概要

計 画 期 間	令和4年12月から令和9年3月まで
位 置 付 け	・みえ元気プランのデジタル分野における分野別計画 ・総務省「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく「全体方針」 ・「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」
め ざ す 姿	誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県 －デジタル社会の推進により、県民それぞれの「心豊かな暮らし」と「持続可能な地域社会」が実現されている三重県－
取 組	人々の生活の中心となる「暮らし」、暮らしを支える「しごと」、社会を支える「行政」の3つの分野で取組を推進

（2）進捗とふりかえり

これまで計画に基づく各取組は概ね順調に進み、県民生活の利便性の向上と行政運営の効率化に一定の成果をあげています。

<各取組の評価>

（項目）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A：目標を達成	31	33	33	30
B：概ね達成	12	9	8	10
C：達成が不十分	0	0	1	1
D：達成が低い	0	1	0	0

＜主な実績（令和４年度～令和７年度）＞

暮らしのDX	しごとのDX	行政のDX
＜防災情報提供＞ ・みえ防災ナビ導入（約12万DL） ・多言語対応の防災状況提供 ＜河川監視＞ ・重点監視箇所 河川観測機器 R4:44箇所 ⇒ R7:102箇所 ＜SNSを活用した相談体制＞ ・自殺、DV、妊娠SOSなどの相談窓口の充実	＜スマート農林水産業＞（R7件数） ・スマート農業機械の導入支援:18件 ・水産業スマート技術の実装支援:1件 ＜建設DXの推進＞ ・ICT活用工事の実施率 R4:65% ⇒ R7:91% ＜企業のDX推進＞ ・県内企業のDX取組状況 R4:14.1% ⇒ R7:23.4%	＜行政手続のデジタル化＞ ・デジタル化した県独自（重点）手続 R4:39% ⇒ R7:100% ＜市町DXの促進＞ ・市町との連携による取組数（累計） R4:7取組 ⇒ R7:58取組 ＜生成AIの導入＞ ・職員向け生成AI環境の整備 R4:未導入 ⇒ R7:1,557人利用

一方で、県内企業におけるDXの取組や行政手続の利用率向上などはいまだ道半ばであり、引き続き取組を進める必要があります。加えて、今後も県内企業の競争力の強化や質の高い行政サービスを維持していくために、デジタル技術を活用できる人材の育成にも取り組んでいく必要があります。

2 社会を取り巻く環境の変化

現行計画の策定以降、生成AIをはじめとするデジタル技術は予測を上回る速度で発展し、私たちの暮らしや仕事の利便性の向上と新たな可能性をもたらすことが期待されています。

一方で、こうしたデジタル技術の急速な進展に伴い、ランサムウェア攻撃、サプライチェーン経由の侵害や生成AIを悪用した攻撃など、サイバー攻撃は多様化・高度化しており、その脅威は深刻さを増しています。

3 次期計画策定の考え方

これまでの取組や社会を取り巻く環境の変化をふまえ、次の考え方で次期計画の策定に向けて検討を進めてまいります。

- ・現行計画で残された課題への対応を図る。
- ・AI等の新技術の活用やセキュリティ対策の強化など、社会を取り巻く環境の変化に対し的確に対応する。
- ・次期総合計画との整合を図る。

＜策定スケジュール案＞

令和９年３月 骨子案説明（総務地域連携交通常任委員会）

令和９年６月 中間案説明（総務地域連携交通常任委員会）

パブリックコメント

令和９年１０月 最終案説明（総務地域連携交通常任委員会）

5 審議会等の審議状況について

(令和8年6月3日～令和8年9月13日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	令和8年7月15日
3 委員	会長 西崎 賢治 委員 中川 かおり ほか3名
4 諮問事項	・ 三重県公益認定等審議会運営要綱の一部改正（案）について ・ 変更認定申請に係る諮問 (答申1件) (公財)伊勢文化会議所
5 調査審議結果	・ 運営要綱の一部改正について審議を行い、原案通り承認を得た。 ・ 変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考	

注) (公財) : 公益財団法人

(2) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和8年6月30日、8月25日
3 委員	会長 木村 夏美 委員 北村 香織 委員 西川 昇吾
4 諮問事項	・生活保護法第63条の規定に基づく返還決定処分に係る審査請求事件 1件 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付処分に係る審査請求事件 1件 ・生活保護法の規定に基づく生活保護申請却下処分に係る審査請求事件 1件 ・児童福祉法第56条の規定に基づく措置に伴う保護者負担金決定処分に係る審査請求事件 1件
5 調査審議結果	・審査請求4件について審議を行い、うち2件の答申を決定した。
6 備考	

(3) 三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審議会等の名称	三重県情報公開・個人情報保護審査会
2 開催年月日	令和8年6月16日、6月17日、7月21日、7月22日、8月19日、8月26日
3 委員	会 長 名島 利喜 会長職務代理 三田 泰雅 委 員 伊藤 綾香 ほか5名
4 諮問事項	・特定個人の勾留に係る書類の開示請求却下に対する審査請求事案 ・公文書改ざんに関する文書の部分開示決定に対する審査請求事案 ・審査請求人が県の機関に相談した際の対応記録に関する保有個人情報の開示決定に対する審査請求事案 ・職員対応の記録等に係る保有個人情報の部分開示決定、不開示決定に対する審査請求事案 ・要望書を受け付けた記録文書の不存在決定に対する審査請求事案（2件併合） ・要望書への対応に関する文書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求事案（3件併合） ・連絡・協議記録に係る保有個人情報の不開示決定に対する審査請求事案
5 調査審議結果	・審査請求10事案について審議を行い、うち5事案について答申を決定した。
6 備考	

(4) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	令和8年7月30日
3 委員	委員長 伊藤 正朗 委員 中村 真潮 ほか3名
4 諮問事項	・非常勤の職員の公務災害等の認定について
5 調査審議結果	・諮問（2件）を受け、地方公務員災害補償法の基準により審議を行った。 ・令和7年7月1日から令和8年6月30日までの軽易なる事案（46件）の処理状況について、報告を了承した。
6 備考	